多様な社会ニーズに応えるための国立公園の新たな統合的な協働型管理運営手法 等に関する研究



背景

- ・国立公園制度ができて2031年に100周年になるが、国立公園における公園利用の計画制度、自然公園法の前身の国立公園法の時代から大きく変わっていない。
- ・一方で自然公園に対する社会的要請は、過度な開発からの厳正な自然環境保護から、保護と利用の両立へと変化。利用(旅行)のあり方もマスツーリズム的旅行から大きく変容。
- ・これら社会的変化に対応した新しい利用のあり方の実現に向けて、新たな公園計画のあり方、 管理運営の方法論の構築が必要。
- ・国立公園の魅力向上に向け、地域、民間と連携した管理運営の重要性が増している。 (関係計画)
- ・「観光立国推進基本計画(令和5年)」:保護と利用の好循環を通じて優れた自然を守り地域活性化を図る、利用促進に係る取組の推進等
- ・「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(令和3年中央環境審議会答申)」:多様な利用ニーズ及び自然環境の保全に配慮しつつ国立・国定公園の利用環境の充実のために公園のテーマやストーリーを踏まえた望ましい利用のあり方を地域と共に検討し、管理運営を行なうこと。

期待する研究開発成果



・<u>制度100周年を迎える2031年に向けて、</u> 今の時代に合った新たな計画手法、管理方 法論の構築に向けた、技術的課題への対応 を含めた提案、効果実証

※地域と連携した管理運営、保護と利用の 好循環、これらの効果の実証 等を含む

研究開発成果の活用方法



- ・国立公園等の利用等に対するニーズや 形態の多様化に対応するための、<u>新たな</u> 計画手法、制度、管理運営のあり方の構 築に向けた検討
- ・各公園における、地域と連携した管理 運営体制の構築

担当課室

自然環境局国立公園課

国際動向を踏まえた、我が国の国家勘定への「自然資本会計」の導入に向けた政策研究



研究開発の背景

- 環境と経済の相互関係を捉える統計枠組みが国際的に求められているとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、自然資本の定量化が必要となっているなか、この定量的な評価手法はまだ開発段階にある。
- そのため、自然資本会計^{※1}のフレームワークに関する最新の理論的枠組み・国際動向を踏まえ、制度設計に関する諸課題を特定する必要がある。 ※1 自然資本会計とは、自然資本の価値を適切に評価・把握するための仕組み。
- 自然資本会計としては、**国連が策定した国際基準であるSEEA(環境・経済統合勘定)やその関連のSEEA**-**EA(生態系勘定)**があり、日本においても将来的に導入する必要が生じうることから、これらについて<u>我が国</u> <u>における導入に向けた研究開発が必要</u>。

求める研究開発の成果

①SEEA-EAに準拠した我が国の自然資本の評価手法の構築

SEEA-EAに関する生態系等の空間解析・空間統計や自然資本の既存の評価手法等の研究を踏まえた、我が国に適用しやすい新たな評価手法の開発・構築。

②SEEA-EAに準拠した環境サテライト勘定※2の提案及び政策評価モデルの構築

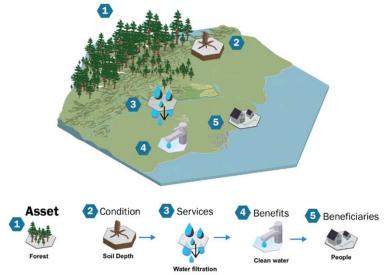
①を踏まえた試行的な環境サテライト勘定の提案と、同勘定を用いた国・自治体単位 での事例検証を通じた費用便益分析モデル・政策評価用のモデル等の構築。

※2 国民経済計算(GDP等)の中枢体系とは別に、特定の経済活動を経済分析や政策目的のために 別勘定として推計するもの。

研究開発成果の活用方法

- 我が国でSEEA-EAに準拠したサテライト勘定の策定に向けた基礎的な指針を得る。
- G7やCOP等の国際的な枠組みを通じて、本研究で開発した <u>手法を広く発信・普及することで国際標準化を目指す</u>ととも に同分野における我が国のプレゼンスを高める。

【参考】SEEA-EA(生態系勘定)の概念



特定のエリア内にある自然資本のストック(資産)とフロー(サービス)を物的・貨幣的勘定等で評価し、 従来の国民経済計算体系(GDP等)の勘定に組み込んだ概念をSEEA-EA(生態系勘定)という。

担当課室

- ・総合政策統括官グループ 環境計画室
- ・自然環境局 生物多様性主流化室

右図: UN webサイトより引用 Structure of the SEEA EA (https://seea.un.org/introduction-to-ecosystem-accounting)

自然公園での自然体験がもたらす健康や健全なこどもの発育などの ウェルビーイングに係る評価に関する研究



研究開発の背景

自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、自然の中でのアクティビ ティへの需要を高め、自然環境と心身の健康との結びつきをあ らためて見直す契機となった。
- ▶ 第六次環境基本計画の目的にも、リアルな自然体験がもたらす便益「ウェルビーイング」に着目している。
- ▶ 自然体験が健康や健全なこどもの発育にもたらす効果があらためて注目されている。

研究開発の成果

実証実験やアンケート調査、既往研究の整理など

- ✓ 自然体験やアクティビティの類型、体験する年齢・ステージ
- ✓ 国立公園や身近な自然・里山など多様なフィールド・機会
- ✓ 教育学・心理学・生理学・疫学・社会学等の多様な観点



自然体験が健康や健全なこどもの発育にもたらす便益

自然体験による価値観・ライフスタイルの変革への影響

- ◆ 疾病リスク低減、抑うつ効果、ストレス軽減、免疫力向上
- ◆ 心的レジリエンス増強(自分の不調に気づく力、困難や失敗からの回復力、精神的居場所の確保など)
- ◆ 想像力・集中力・探究心・芸術性の醸成
- ◆ 人生観・価値観の転換(トランスフォーメーション)の誘発
- ◆ 多様性・異質性への理解、自己肯定感・他者への寛容度の向上



研究開発成果の活用方法

- □ 自然体験がもたらす便益が最大化される具体的 な施策の実施(健康増進に向けた自然体験プロ グラム造成、教育機関・企業向け滞在プログラム 造成)
- □ ヘルスツーリズムやウェルネスツーリズムにより地域活性化、国立公園やロングトレイルの効果的な活用 促進
- □ 健康増進、健全なこどもの発育、孤独・孤立に対する社会的予防等に貢献

除去土壌等の県外最終処分に向けた社会受容性の深化に向けた融合研究



研究開発の背景

- ・ 福島県内の除染で発生した除去土壌等については、「中間貯蔵施設への貯蔵開始後、30年以内に福島県外で最終処分するために必要な措置を講ずる」ことが、法律で定められている。また、県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を減らすため、除去土壌の再生利用の取組が鍵となる。
- ・ また、IAEA等の報告書におけるステークホルダーエンゲージメントの重要性や再生利用推進の指摘等、県外最終処分・再生利用に向けて対応・検討すべき事項が増えた。加えて、2024年度末までに再生利用・埋立処分基準の策定や複数の最終処分シナリオの提示を予定している。2025年度以降は、これらの成果を踏まえ、最終処分の候補地選定のプロセスの具体化や再生利用先の創出に向けた議論がより一層進んでいくところ。
- ・ こうした背景から、最終処分の候補地選定のプロセスを具体化し、選定に向けた合意形成を進めていくとともに、候補 地とその他の地域(中間貯蔵施設の立地地域含む)との間の分断を回避すべく、県外最終処分に向けた社会全体及び地 域における社会的受容性を確保するための施策が必要。また、再生利用先の創出についても、世界にも再生利用の例が なく、再生利用先が多数になる可能性も考慮すると、再生利用先の創出に向けた社会的受容性を確保するための施策も 一層重要となる。そして、そうした施策を支える社会的側面の研究が不可欠である。

研究開発の成果

- ・ 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に 基づき、環境省が2024年度内に提示する複数の県外 最終処分シナリオ及び2025年度以降に具体化する候 補地選定プロセスについての社会受容性評価を行う。
- ・ 最終処分場の候補地・再生利用先及びその他の地域と の間の分断を回避する観点も踏まえつつ、候補地選定 プロセス等における社会全体及び地域社会での受容性 の深化のための方策(地域対話や地域共生策含む)に ついて、社会心理学、廃棄物工学、土木計画学等の学 際的な視点から分析の上、重要事項を提示する。

研究開発成果の活用方法

- ・ 上記研究成果を踏まえ、2025年度以降の複数の最終処分 シナリオの更なる検討、最終処分場の候補地選定プロセ スの具体化及び再生利用先の創出の議論に活用するとと もに、候補地選定プロセス等において、社会全体及び地 域社会での受容性の深化の施策の企画立案に反映してい く。
- ・ また、IAEAやICRPを始めとした放射線防護の国際組織 との間でも上記研究成果を共有・議論を深めた上で、国 際的な視点も踏まえた、最終処分場所の候補地選定プロ セスの具体化等の多角的な検討につなげる。

担当課室

環境再生施設整備担当参事官室

1

東日本大震災での環境再生・復興支援を踏まえた地域共生デザイン手法の開発と 他地域への応用研究



研究開発の背景

• 東日本大震災以降、福島県浜通り地域等で地域とのコミュニケーションを図りつつ進められてきた「脱炭素×復興まちづくり」等の知見・経験を踏まえつつ、今後の地域脱炭素の進展やレジリエンス強化に向けて、地域のステークホルダー等と協働し、地域に適した脱炭素等の施策の立案・実施を行う方法(地域共生デザイン手法)の研究が必要である。

研究開発の成果

- 災害時を含む地域のステークホルダー等とのコミュニケーションの際の留意点として、福島県浜通り地域等での環境再生事業等について、地域共生の観点から検証を行う。
- その上で、各種再生可能エネルギーの特徴と 地域特性・災害の種類ごとの適正を分析し、 地域に適した導入技術や技術構成を選択する 指針と地域での利活用策を検討する。
- ・ これらについての他地域への応用・展開に向けたて、自立・分散型エネルギー拠点事業等を進める際の地域共生デザイン手法を提示する。

研究開発成果の活用方法

- ・ 福島県浜通り地域での地域共生に向けた取組を検証し、社会的受容性のある地域共生デザイン手法の検討に反映する。ただし、本研究期間において特定された具体的な地域に応用することを目指すものではない。
- ・ 環境再生・復興に取り組む地域等において、地域 のニーズ・課題の特定、解決策創出、実施の各段 階で地域共生デザイン手法の体系的な支援群とし て政策に反映する。
- ・ 地域共生に資する自立・分散型エネルギー拠点事業に関する技術選択支援ツール・マニュアル等を 実用化する。

担当課室

環境再生施設整備担当参事官室